

JATA会員企業向け団体保険のご案内

株式会社ジャタでは、旅行会社を取り巻くさまざまなリスクに対応する保険を、団体割引にてご用意しています。いつでもお気軽にご相談ください。

旅行特別補償保険

旅行者が企画旅行に参加中に事故に遭われた際の怪我や携行品の損害に対して、被保険者が旅行業約款の特別補償規程に基づいて、補償金や見舞金の支払責任を負った場合に保険金をお支払します。

支払われる保険金の例:

- (1) 死亡補償保険金 (海外2,500万円、国内1,500万円)
- (2) 後遺障害補償保険金 (死亡補償保険金額の3%~100%)

旅行事故対策費用保険

旅行者が旅行行程中に事故に遭い、旅行会社が各種費用を負担された場合に保険金をお支払します。

支払われる保険金の例:

- (1) 事故対応費用保険金 (社員現地派遣費用・ランドオペレーター費用・通信連絡費用等)
- (2) 救援者費用保険金 (救援者現地派遣費用・移送費用)
- (3) 見舞費用保険金 (弔慰金・見舞金)

旅行業者賠償責任保険

旅行業者が、旅行業務の遂行に起因して発生した不測の事故について負う法律上の賠償責任を補償する保険です。

支払われる保険金の例:

- (1) 債務不履行による損害賠償請求(発券ミス・旅行条件不履行・添乗員の過失など)
- (2) 旅行者の死亡・負傷に伴う損害賠償請求 (バス事故による負傷・登山ツアー中の死亡など)

旅程保証責任保険

標準旅行業約款(企画旅行契約)上の旅程保証に基づいて旅行者にお支払する変更補償金を補償します。

支払われる保険金の例:

- (1) 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更
- (2) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更

インバウンドトラベル保険

(エース損害保険株式会社 承認番号:L1610491)

訪日外国人の旅行を取扱う旅行会社のリスクヘッジと、緊急事態に遭遇した訪日外国人への適切な対応を目的とした保険です。

支払われる保険金の例:

- (1) 事故対応費用、救援者費用、見舞費用
- (2) 傷害治療費用、死亡・後遺障害

お問合せ

株式会社ジャタ TEL 03-3504-1751 E-mail mail@yu-jata.com

株式会社ジャタはJATAの会員サポートを目的とする会社です。

2016年5月作成
(一社)日本旅行業協会